

鳥類保護委員会議事録

日時：2018年9月14日（金） 15時45分～17時45分

場所：新潟大学 五十嵐キャンパス

出席者：佐藤重穂（委員長）、北村 亘（副委員長）、白木彩子（副委員長）、金井裕、呉地正行、小高信彦、須川 恒、高橋満彦、武石全慈、出口智弘、平田和彦
（佐藤と高橋は途中から出席）

1. これまでの決議や要望書の提出後の経緯

1)上関（2008年度大会決議）

山口県が埋め立てを先送りした。山口地裁は、免許延長は違法と判断。

支援の権利が原告として成立するか（上関自然を守る会）については、11月に判決が出る予定。

2)御蔵島（2016年11月提出）

2018年8月に同会の主催するシンポジウムについても鳥類保護委員会に後援依頼があったが、学会事務局と調整した結果、日本鳥学会が後援した。

ノネコ問題は哺乳類学会でも議論されている。

3)北上高地、および道北風力発電（いずれも2017年7月提出）（

「岩手県北上高地のイヌワシ生息地の保全を求める意見書」を経済産業大臣、環境大臣、岩手県知事宛てに、および「北海道北部地域の風力発電施設建設計画地における鳥類生息地の保全を求める意見書」を経済産業大臣、環境大臣、北海道知事宛てにそれぞれ提出した。いずれも我が国の鳥類の重要な生息地に複数の風力発電施設が計画されていることに対して、保全の対策を講じるように要望するものである。

これらの意見書の内容について、2017年12月に経済産業省電力安全課、環境省環境影響評価科、同野生生物課の各担当者と鳥類保護委員会とで意見交換を行い、保全の必要性について理解を求めるとともに、今後、情報提供等について協力していくことを確認した。環境省は重大な問題だと認識しているものの、主体的に動くのは難しい状況にある。環境省側も「定期的な意見交換を持つべき。どんどん意見を出してほしい」というスタンスだった。

一方、北海道環境政策課には意見書を手渡して担当者に意見書の内容の説明を行った結果、文書にて、保全を考慮する旨の回答を得た。岩手県環境保全課の担当者とは2017年12月に面談を行い、意見書の内容と保全の必要性について説明した。

以下、委員会で出された意見を列記する。

道北は風車が連なって建設されているのに対し、北上高地は点在しているという特徴

がある。

学会がデータをまとめるのは難しいので、個人対応を促すことになる。

宮城県に風発を作りたい企業が、県にも指定された高リスク地域を平気で候補に入れてくる。ハザードマップの効力について問題ある事例と言える。

岩手県や稚内の事例でも、ハザードマップが活かされていない。

法律で規制なければ、各県の条例が必要（アセスメントの方針などに言及）。

環境省はアセスの期間を短縮しようとしている。火力など環境影響が見通せるものはアセス期間短縮を目指している。これを地熱・風力等にも適用しようとするのは、国策である再生可能エネへの転換がアセスで遅れるのを避けたいという背景がある。

米原は地元の声により凍結した。地元の声は重要である。

風力発電では地元が反対に回らないケースが多い。税収が高く見込め、地主も金が入る（用地は賃貸）ため、田舎ほど「来る分には有難い」という意見が多い。

事業者は外部の意見（学会の要望など）は軽視する。地元（自然関連団体だけではなく、市民ベースで）との連携・協力が必要。

2.メガソーラー発電に関する問題

会員からの提案に基づき、大規模太陽光発電施設が鳥類生息地へ及ぼす影響について検討中である。日本野鳥の会から、すでに環境省へ要望書を提出している。

鳥学会として意見書を出すか、出すとしたらどのような内容とするか。

メガソーラーで山を崩してそこから堤防崩壊などの事例もあるが、鳥学会だけの問題ではない。

水鳥が水面と間違えて衝突することも想定される。千葉県市原市の山倉ダム湖のフロート式メガソーラーの事例がある。おもに夜間、特にカモ類などが対象と考えられる。

メガソーラーの危険性の文献について、海外も含めてあたる必要がある。確認できた範囲では、文献には可能性が列挙されているレベルで、具体的ではない。

メガソーラーがアセス対象外となった背景としては、ソーラーパネルが大量生産できない時代に対象外とされ、値段が高くてこんなに増えないと思われていたということがある。さらに国も推進したので、業者がどっと参入した。

三重県の案件については、条例で対応しているが、事業者が三重県の指導を守らなくて良いのか疑問である。

草地で鳥類の多様性を研究している北大の調査によれば、調査地内にメガソーラーが含まれていても多様性にはあまり影響ない。ただし、一例では何とも言えない。事業の規模にもよるだろう。

自然保護団体ではなく「鳥学会」として対応すべきレベルに至っているか検討すべきである。鳥類保護委員会としてどうするのか、検討を進める。

3.各委員の取り組みの紹介

シジュウカラガン復活プロジェクト、離島における海鳥コロニーの保全、南西諸島の世界遺産に関する地域社会の合意形成、洋上風力発電所などについて意見を交換した。

4. 鳥類保護委員会の体制について

1)ホームページの整備

委員長と副委員長で委員会ホームページを管理することとし、委員会サイトを 2017 年 1 月に開設した。

<http://ornithology.jp/iinkai/hogo/Chouruihogoiinkai-kari.htm>

2)委員の交替

今回は新任、退任のいずれもなし。現委員の任期は 2019 年 12 月まで。